

東風平図書室・具志頭図書室より

お知らせ



糸満市立中央図書館 ご利用の方へ

糸満市立中央図書館の利用カードの有効期限は3月31日(月)までとなっております。継続して糸満市立中央図書館を御利用される方は、4月2日(水)以降に更新手続きをお願いいたします。更新手続きは中央公民館図書室(東風平改善センター内)か具志頭資料館図書室にて行っております。その際に、本人確認ができるもの(運転免許証・保険証等)の提示をお願いいたします。

※糸満市立図書館での更新手続きは行っておりませんので、ご注意ください。

図書未返却の方へ

糸満市立図書館及び町内図書室の本が返ってこなくて大変困っております。返却期の過ぎた図書をお持ちの方は、本所蔵館(室)をご確認の上、お早めに返却して下さいますようご協力お願いいたします。(八重瀬町民及び糸満市民への迷惑となりますのでよろしくお願いたします。)

具志頭歴史民俗資料館 図書室よりお知らせ

字宜次の高良美江子さんからサウンドCD文学館(全60枚)とセットのCDプレイヤーの寄贈がありました。CDにつきましては、整理作業が済み次第、貸出いたします。

平成19年度も訪問介護あしみじ(取締役 森下篤さん)より図書費として10万円の寄付がありました。具志頭歴史民俗資料館図書室では絵本56冊をあしみじ文庫として配架しておりますので、広く町民の皆さんにご活用していただきたいと思っております。

※ご芳志いただきありがとうございます。ございました。



お問い合わせ先

八重瀬町中央公民館図書室

(東風平改善センター内)

998-8383

八重瀬町具志頭歴史民俗資料館図書室

998-8708

琉球舞踊講座開催の

お知らせ

毎週水曜日に東風平改善センターで活動している琉球舞踊サークルが次の日程で講座を開催する事になりました。どなたでも気軽に申込み下さい。

【日程】

4月16日・23日・30日、5月14日・21日(どの日も水曜日になっています。)

【時間】

午前10時～11時30分

【場所】

東風平改善センター

【申込】

講座開催まで随時受付ています。

【会費】

無料

【講師】

具志堅イク子、具志堅貴美

【問い合わせ】

社会教育課(東風平改善センター内)

TEL 998-8383



国家公務員採用試験のお知らせ

☆人事院では、次のとおり国家公務員採用試験の募集を行います。

〈大学卒業程度〉

試験名	受験資格	受付期間 〔申込用紙等配布開始日〕	第1次試験日 〔第1次試験合格者発表日〕	第2次試験日 〔最終合格者発表日〕
国家公務員採用 I種試験	①昭和50.4.2～昭和62.4.1生まれの者 ②昭和62.4.2以降生まれで (ア)大学卒の者及び平成21.3までに大学卒見の者 (イ)人事院が(ア)と同等の資格があると認める者	4月1日(火)～ 4月8日(火) 〔2月1日(金)〕	5月4日(日) 〔5月16日(金)〕	〔筆記〕5月25日(日) 〔人物〕5月29日(木) ～6月13日(金) 〔6月24日(火)〕
国家公務員採用 II種試験	①昭和54.4.2～昭和62.4.1生まれの者 ②昭和62.4.2以降生まれで (ア)大学卒の者及び平成21.3までに大学卒見の者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (イ)短大又は高専卒の者及びH21.3までに短大又は高専卒見の者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者	4月11日(金) ～4月22日(火) 〔2月1日(金)〕	6月22日(日) 〔7月22日(火)〕	7月29日(火)～ 8月13日(水) 〔8月29日(金)〕

〈高校卒業程度〉

試験名	受験資格	受付期間 〔申込用紙等配布開始日〕	第1次試験日 〔第1次試験合格者発表日〕	第2次試験日 〔最終合格者発表日〕
国家公務員採用 III種試験	昭和62.4.2～平成3.4.1生まれの者	6月24日(火)～ 7月1日(火) 〔5月12日(月)〕	9月7日(日) 〔10月9日(木)〕	10月16日(木) ～10月23日(木) 〔11月13日(木)〕

☆なお、上記以外の国家公務員採用試験のことや申込用紙の請求方法及び受験資格等の詳しい内容については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先：人事院沖縄事務所 調査課 試験担当
TEL (098) 834-8400

***人事院ホームページもご参照ください。**
「採用情報ナビ」
<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>

戦没者等のご遺族の皆様へ

第八回特別弔慰金の請求手続きは
平成20年3月31日までです。

(請求期限がすぎると請求権が消滅します)

次の方が請求できます。

1. 弔慰金受給権者
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等と生計関係を有していること、基準日(平成17年4月1日)において遺族以外の者の養子になっていないこと。また、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと。
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 上記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 1から4以外のご遺族で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた3親等内の親族

請求手続き……………本庁社会福祉課(旧具志頭庁舎)
お問い合わせ先……………八重瀬町役場 社会福祉課
電話：998-9598

※すでに請求を終えられた方は該当しません。